

白河市復興推進計画(案)

平成28年 1月 6日
福島県白河市

1. 計画の区域

白河市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした。本市においても震度6強を記録し、家屋の倒壊のみならず民間事業所、公共施設等が被災し、その被害は甚大なものであった。

また、主要な工場や中小企業も大きな被害を受け、事業所の閉鎖・撤退や雇用者の解雇、流出等により、雇用者数は震災前に比べて約10%も減少しており、市民生活と地域経済の停滞を招いている。

このような状況の中で、本市の中核的産業を担う立地企業の製造設備の増強に向けた支援を進めることにより、市民生活の安定化と地域経済の活力の再生を図り、安定的な雇用確保や新たな雇用を創出することを本計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の雇用機会の創出及び市民生活の安定並びに地域経済の活性化を促進するため、当市製造業において中核的産業である化学製品製造業について、新規立地企業の工場建設、設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本市に新たに立地する三菱瓦斯化学株式会社（以下「対象事業者」という。）が、工業の森・新白河B工区（白河市豊地）において、化学製品製造工場を新設するために必要な資金を貸し付ける事業。

② 貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における化学工業は、本市の製造業の製造品出荷額で10位以内となることが見込まれる中核的産業である。その中でも本事業は、本市における化学工業の従業者数の約24%を占めることとなる対象事業者が実施するものであり、88名の新規雇用を創出する予定である。

したがって、対象事業者が実施する本事業は、計画の目標に掲げた「市民生活の安定化と地域経済の活力の再生を図り、安定的な雇用確保や新たな雇用を創出する」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、当該事業の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業
施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関
株式会社日本政策投資銀行

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、基礎化学品からファインケミカル、機能材料にいたる、幅広い領域に事業を展開している企業であり、当該計画の実施により、本市に新たな化学製品製造拠点を設置することによる雇用機会の拡大、地域との連携などの様々な経済効果が期待されている。また、研究・開発部門の設置も予定されていることから、本市の産業の高度化にも大きく貢献することが見込まれている。さらに、対象事業者は、当該事業所を先端材料加工事業の一大拠点とすることを目指していることから、将来にわたり雇用の創出が期待できるものである。

これらの効果は本市における復興の円滑かつ迅速な推進と地域経済の活力の再生に十分寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、福島県の意見を聴取した。また、白河市、株式会社日本政策投資銀行、対象事業者を構成員とする白河市復興推進協議会（地域協議会）において法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。